

富田林市における障がい者就労施設等からの物品等の調達方針

1. 目的

この方針は、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成 24 年法律第 50 号。以下「障害者優先調達推進法」という。）第 9 条第 1 項の規定に基づき、本市における障がい者就労施設等からの物品及び役務（以下「物品等」という。）の調達の推進を図り、障がい者就労施設等で就労する障がい者等の自立及び社会参加を促進することを目的とする。

2. 調達の対象となる障がい者就労施設等

調達の対象となる障がい者就労施設等は、障害者優先調達推進法第 2 条第 2 項から第 4 項までに規定する次の障がい者就労施設等とする。

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。以下「障害者総合支援法」という。）第 5 条に規定する障害者支援施設
- (2) 障害者総合支援法第 5 条に規定する地域活動支援センター
- (3) 障害者総合支援法第 5 条に規定する障害福祉サービス事業（生活介護、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業に限る。）を行う施設
- (4) 障害者優先調達推進法施行令（平成 25 年政令第 22 号）第 1 条第 1 号に規定する特例子会社
- (5) 障害者優先調達推進法施行令第 1 条第 2 号に規定する重度障害者多数雇用事業所
- (6) 障害者雇用促進法（昭和 35 年法律第 123 号）第 74 条の 2 第 3 項第 1 号に規定する在宅就業障害者
- (7) 障害者雇用促進法第 74 条の 3 第 1 項に規定する在宅就業支援団体

3. 調達する物品等

本市が契約によって調達する物品等のうち、事務用品、印刷、清掃等、障がい者就労施設等が受注することが可能なものとする。

4. 調達目標

予算の適正な執行、契約における経済性、公正性及び競争性に留意しつつ、この方針の目的に沿うため、障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進に努めるものとする。

各年度の目標は、別に定める。

5. 調達推進方法

障がい者就労施設等からの物品等の調達を推進するため、次の取組みを行う。

- (1) 障がい者就労施設等が提供する物品等の内容について、情報の収集に努めるとともに、庁内各課における情報の共有化に努める。
- (2) 庁内各課で、障害者優先調達推進法の趣旨を理解した上で、物品等の情報を活用し調達に努める。
- (3) 障がい者就労施設等からの物品等の調達に際しては、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）の規定に基づく随意契約を活用する。

6. その他

- (1) 障がい者就労施設等からの物品等の調達の実績は、毎会計年度終了後に、概要を取りまとめ、ウェブページ等により公表する。
- (2) その他必要な事項は別に定める。

附 則

この方針は、平成 26 年 3 月 31 日から適用する。

ただし、平成 25 年度における調達実績は、平成 25 年 4 月 1 日以降の契約を含むものとする。